

## ■ 中央市空き家バンクの流れ ■



空き家所有者  
空き家の登録（売りたい・貸したい）を希望する方



① 空き家の募集 市では空き家を「売りたい」または「貸したい」という方を募集しています。

② 登録申込み 次の書類を市役所（政策秘書課）へ提出してください。（郵送可）

- ・物件登録申込書（様式第1号）
- ・物件登録カード（様式第2号）
- ・登記簿謄本（土地と建物）
- ・評価証明（売りたい場合）

\*後日、市役所（政策秘書課）から現地調査を行うための連絡をします。

③ 現地調査 現地調査は、市役所と宅地建物取引業協会の担当者が伺い、売買・賃貸借できるか確認します。

④ 物件登録 市役所で物件登録を行い、空き家バンク登録完了書を交付します。  
※物件登録期間は登録した日から2年間です。

\*市のホームページや宅地建物取引業協会関連の物件情報サイトなどで情報提供します。

⑤ 交渉・契約 空き家の利用（買いたい・借りたい）希望があった場合、市役所から連絡します。  
宅地建物取引業協会の媒介により交渉・契約となります。

その他 登録事項等に変更が生じた場合は、速やかに市役所にご連絡ください。

注1： この制度は、市内の空き家等の所有者が賃貸・売却のために市の「空き家バンク」に登録した物件情報を、賃借・購入を希望する方に提供するものです。

注2： 市は、売買又は賃貸の仲介を行っていません。仲介行為や賃貸借又は売買契約の締結については、市と業務協定を結んでいる公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会に依頼しています。公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会の媒介を受けるには、法律で定められた媒介の手数料が必要になります。

□ ■ 問い合わせ先 ■ □

中央市役所 政策秘書課 市政戦略担当

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301-1

Tel：055-274-8512 Fax：055-274-7130